

第2次神川町総合計画

2018年度～2027年度（ダイジェスト版）



人を育てて
まちが育つ
未来につなぐ
住みよい神川

～ 歴史・自然を後世に ～

2018年（平成30年）

神川町

第2次 神川町総合計画策定にあたって



神川町は、埼玉県の北西部に位置し、神流川を挟んで群馬県藤岡市と接しています。町の南西部には山間地域が広がり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」など美しい水と緑が広がる自然豊かな町です。

また中央部から北部の農業地帯では「梨」の栽培も有名で、実りの時期にずらりと並ぶ直売所に多くの人々が訪れる風景は、季節の風物詩となっています。

新たな神川町の誕生から12年が経過し、町村合併という変化に加え、少子高齢化の加速に伴う社会的課題、情報化の一層の進展、地球規模での環境問題等が山積する中、厳しい財政状況を踏まえた効率的な行政運営が求められています。

一般的に、人口が減ると税収に代表される自主財源が減少し、行政サービスが十分に提供できなくなり、商業にあっては消費者が減り、店が減り、住まいとしての利便性が低下することになってしまいます。

このような中、全国の多くの自治体が「地方創生」の旗印のもと、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

町では今後、この自然の豊かさや先人たちが培ってきたコミュニティ、文化などを大切に後世に伝えていくとともに、皆様のご意見を丁寧にお聞きし、「こころ」に寄り添った政策を堅実に実行したいと考えております。

この第2次総合計画に基づき、成長につながる基盤づくりを進めるとともに、「町民のため」のより良いまちづくりのため、「あんしん子育てのまち」、「適切な行財政運営のまち」、「健康で長生きできるまち」、「生きがいを持って活躍できるまち」を目指してまいります。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました町議会議員並びに総合計画審議会委員の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

2018年10月

神川町長 山崎 正弘

総合計画とは

平成18年、旧神川町と旧神泉村の合併により、新たな神川町の誕生とともに策定された「神川町総合計画」が平成29年度をもって計画期間が終了したことに伴い、今後10年間においても総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、新たに「第2次神川町総合計画」を策定します。

第2次神川町総合計画3つの特徴

その1 4つの重点方針を設定

今後の10年間で特に取り組むべき課題を分析し、**子育て・教育支援** **土地利用計画** **防災** **健康増進** の4つの項目に重点を置いて取り組むこととしました。

その2 アセットマネジメントの独立性

本計画は、神川町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、本町の諸計画の最上位に位置づけられるものですが、特に、公共施設（建物及び道路等インフラ）においては、さらに長期的且つ持続的な事業推進が必要であることから独立した事業決定ルートを経ることとしました。

その3 地域福祉計画との一体性

「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すために「理念」と「仕組み」を作る地域福祉計画はその関連性の深さから本計画に含有し、一体の計画としました。

計画の構成と期間

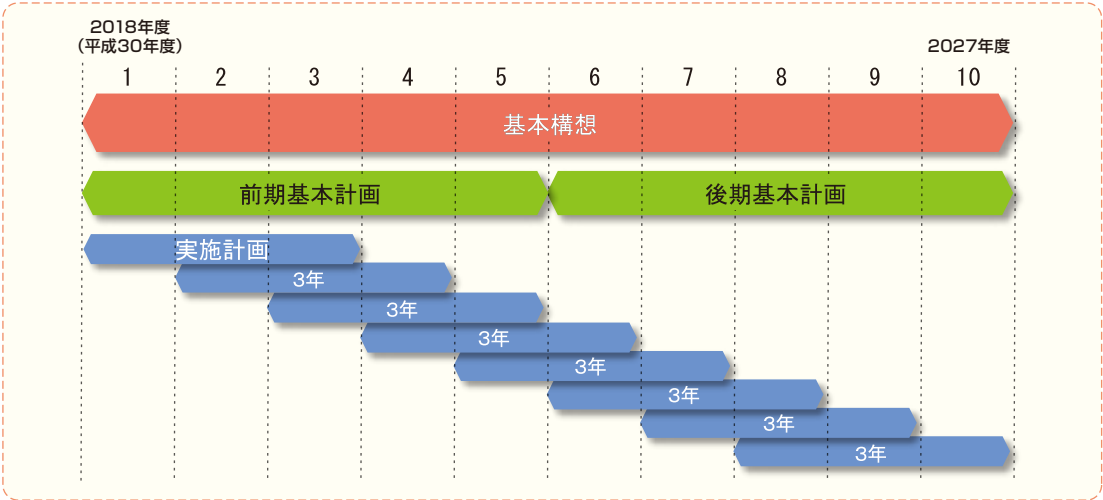
神川町第2次総合計画では、第1次総合計画における「基本構想」「基本計画」「実施計画」の体系を引き継ぎます。

- 1 基本構想

2018年度（平成30年度）を初年度とし、2027年度を目標とした10年間とします。
- 2 基本計画

基本構想の計画期間と同様10年とします。ただし、急激な社会情勢の変化に対応するため、5年間で見直すことができるものとします。
- 3 実施計画

計画期間は該当年度以降3年を見通すものとしますが、毎年度改定を行う「ローリング方式」とし、PDCAサイクル*で管理します。



*PDCAサイクル:事業を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善する。

町づくりの基本理念

安全・安心

町民が安全で安心して暮らせるまち

自立・交流

自立と交流によって豊かに暮らせるまち

参画・協働

町民自らが行動し、町民と共に歩むまち

神川町の将来像

人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川
～ 歴史・自然を後世に ～

緑に恵まれた御嶽山や城峯山、西部を流れる神流川や神流湖は本町の象徴でもあり、それら自然に育まれた町の歴史とともに将来にわたり大切に引き継がなければなりません。

豊かな自然と人々の暮らしが融合し、誰もが集い、出会い、ふれあい、新たな価値を創造しながら、「人を育てる」理念のもと、将来にわたり成長し安心して暮らせる「住みよいまち」を目指します。

まちづくりの基本施策

「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川 ～歴史・自然を後世に～」を
実現していくために5つの基本施策を基に事業を進めていきます。

1

安心できる子育てと
生涯の学習を生かす
まちづくり

3

健康で
安心に満ちた
まちづくり

5

町民と行政が協働し
希望に満ちた
まちづくり

2

安全で
快適に暮らせる
まちづくり

4

活力に満ち
元気に働ける
まちづくり

基本施策

1 安心できる子育てと生涯の学習を生かすまちづくり (子育て・教育・文化・スポーツ)

誰もが安心して子どもを
産み育てることができる子
育て環境の提供と生涯学
習による地域の活性化を
目指して、以下の具体的
な施策に取り組みます。



(1) 子育ての支援

- ▶ 子育て環境の整備
- ▶ 地域の子育て支援

(3) 生涯学習と文化活動

- ▶ 生涯を通した多様な学習活動の推進
- ▶ 芸術文化の振興
- ▶ 伝統文化の継承と保存・活用

(2) 幼児・学校教育、青少年健全育成

- ▶ 家庭・幼児教育の充実
- ▶ 地域との連携による学校づくり
- ▶ 学校教育の充実
- ▶ 青少年の健全育成

(4) スポーツ・レクリエーション

- ▶ 生涯スポーツ施設の充実
- ▶ スポーツ・レクリエーションの普及



基本施策

2 安全で快適に暮らせるまちづくり (生活環境)

地域の特性を活かした土地利用や人々が集いにぎわう場づくり、交流の基盤となる道路交通基盤の整備と公共交通の充実、災害対策や減災体制の強化に努め、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して、以下の具体的な施策に取り組みます。



(1) 土地利用

- ▶ 土地利用の推進
- ▶ 拠点形成と市街地整備



(2) 居住環境

- ▶ 道路網の整備
- ▶ 公共交通の利用促進
- ▶ 上水道整備
- ▶ 公園・水辺・緑地整備
- ▶ 住宅整備

(3) 自然環境

- ▶ 地域景観の整備
- ▶ 環境保全と環境美化の推進
- ▶ 下水道整備
- ▶ 循環型社会の推進



(4) 安全な暮らし

- ▶ 消防救急体制の充実
- ▶ 地域防災体制の確立
- ▶ 減災対策
- ▶ 地域防犯・交通安全の推進
- ▶ 消費者対策の充実



基本施策

3 健康で安心に満ちたまちづくり (保健・医療・福祉・介護)

町民が健康でいきいきと暮らせる主体的な健康づくりを支援するとともに、福祉サービスと合わせ、町民相互の交流を活発化して、健康で安心に満ちたまちづくりを目指して、以下の具体的な施策に取り組みます。



(1) 健康づくりと医療

- ▶ 健康づくりの支援
- ▶ 地域医療の充実



(2) 地域福祉の充実

- ▶ 地域福祉サービスの拡充と利用の促進
- ▶ 地域福祉活動の促進
- ▶ 福祉活動への町民参加の促進
- ▶ 人にやさしいまちづくりの促進

(3) 高齢者の保健・福祉・介護

- ▶ 介護サービスの充実
- ▶ 健康・自立の支援

(5) 生活の安定と支援

- ▶ ひとり親家庭への支援
- ▶ 低所得者福祉

(4) 障がい者の自立と社会参加

- ▶ 自立生活支援
- ▶ 社会参加の推進

(6) 保険・年金

- ▶ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の推進
- ▶ 年金の円滑な推進

基本施策

4 活力に満ち元気に働けるまちづくり (地域産業)

本町の主要な産業である農林業の振興、町内立地企業への支援と積極的な企業誘致、商業機能の充実を図るとともに水と緑に恵まれた多様な資源を生かし観光交流への取組を進め、活力に満ち元気に働けるまちづくりを目指して、以下の具体的な施策に取り組めます。



(1) 農林業

- 担い手の育成と農用地の保全
- 森林の育成と林業の振興
- 特色ある農業の推進

(2) 工業

- 既存企業の支援と育成
- 企業の立地促進

(3) 商業・地域産業

- 商業機能の活性化
- 地域産業の創出

(4) 観光

- 集客交流の推進
- 観光情報の発信



基本施策

5 町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくり (町民と行政)

町民が「自らの地域は自らつくる」という志を持ち、お互いの人権を尊重し合いながら、共に生きることのできる社会の実現を目指します。また、厳しい財政状況のもと、多様化・高度化する町民ニーズに応えるため、効率的で効果的な行政サービスの提供に努め、町民と行政が協働し希望に満ちたまちづくりを目指して、以下の具体的な施策に取り組めます。



(1) 人権尊重と共生

- 人権の尊重
- 男女共同参画の推進

(2) 町民との協働

- 情報共有化の推進
- 団塊世代の社会参加
- 町民参画の仕組みづくり

(3) 交流

- 交流の推進
- 情報通信ネットワークの活用
- 国際化の推進

(4) 行財政運営

- 分かりやすい行政運営
- 広域的な連携
- 効率的な財政運営

地域別土地利用

定住に向けて、本町の特長である水と緑を生かし、自然の豊かさと都市の利便性の双方を享受できる、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

第2次総合計画においては、2つのゾーンと7つのエリアの概念を用いて土地利用の概要を構想します。

【産業・物流活性化ゾーン】

国道254号沿線の発展、主要地方道上里鬼石線及びJR八高線といった既設交通網の利点を生かした産業・物流の活性化を図るとともに、整備を目指す国道254号バイパス完成後の産業発展に対応可能な各種整備に努めます。



③ 企業誘致促進エリア

工業団地を中心に農業的土地利用及び都市的土地利用との調和を図りながら、企業誘致と在町企業の確保を推進するエリア。

① 拠点整備エリア

JR八高線丹荘駅や役場本庁舎をはじめとして行政機能を集中させたエリア。町民の利便性を考慮し都市計画道路を検討する等、積極的な拠点形成を図ります。



② 定住促進エリア

3つの地区のそれぞれの特性に応じた施策によって、住宅地としての発展を目指します。

⑥ 水辺資源活用エリア

下久保ダムから三波石峡及び第2調整ダムから渡瀬水辺公園までの、本町を特長づける景観を形成する神流川周辺は、水質の浄化と環境保全を進め、自然な川の流れと水辺空間を生かした保全・活用を進めます。



⑤ 歴史史跡エリア

金鑽神社や金鑽大師を中心とした年間を通じた入込客数が最も多いエリア。環境の適正な保全を図り、歴史・文化の拠点としての活用を目指します。

④ 一体利用推進エリア

国道254号バイパス完成後の産業発展を見込み、将来的な企業誘致を行うことを目指す大字八日市円良岡・大字八日市台下を中心としたエリア。

⑦ 林間資源活用エリア

県立上武自然公園に代表される豊かな自然に恵まれ、神流湖や河川の源流等を持ち、水と緑に恵まれた水源地域です。中山間地域の多様な地域資源を生かして交流を促進し、積極的に本町の魅力発信を行います。

【交流・体験活性化ゾーン】

県立上武自然公園に代表される豊かな自然に恵まれ、ゴルフ場や宿泊施設を中心とした観光レクリエーションを通じて、都市住民の訪町を目指します。





町章



町の花・コスモス



町の木・冬桜



町の鳥・うぐいす



神川町マスコットキャラクター「神じい・なっちゃん」

発行：神川町

〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909

TEL：0495-77-2111 FAX：0495-77-3915

<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>